

5月18日 説明会 質問と回答

Q: 募集要項 2 条 3 項の特定非営利活動法人等には、一般社団法人や LLP は含まれますか?

A: 一般社団法人は対象法人に含まれます。LLP も対象法人に含まれます。
また、農事組合法人と社会福祉法人も対象法人に含まれます。

Q: 2 次審査のプレゼン内容はどのようなものですか?PowerPoint を準備する必要がありますか?

A: プレゼン内容は、申請時に提出していただいた事業計画書の内容になります。
必ずしも PowerPoint を作成していただく必要はありませんが、例年のプレゼンを見てみると PowerPoint でのプレゼンが多いように思います。

Q: 補助対象期間終了後、実績報告を提出するまでの期間は?

A: 補助対象期間終了を令和 5 年 1 月 31 日とすると、2 月 10 日までに実績報告書を提出していただきます。補助対象期間終了がもう少し早い場合は、もう少し余裕がありますが、できるだけ早く提出してください。
提出していただいた実績報告書をチェックしたうえで補助金の支払いとなります。

Q: 滋賀県の特定の地域の社会問題の解決ではなく、県全体の社会問題の解決を目指すことでもいいですか?

A: 解決を目指しておられる社会の課題がその地域に存在することが要件となっています。申請書類を提出していただいた後、その地域の市町に対象となる社会課題が存在するか確認しますので、滋賀県全体の場合は確認が難しくなるかもしれません。審査段階でこの点が評価されるかがポイントです。

Q: 事業終了時点の意味を説明してください。(同じ質問が 2 件)

A: 事業終了を自分が起業する事業の終了ととらえられていますが、ここでいう事業とは滋賀県起業支援金を申請されたときに、経費を申請されている事業です。
もちろん、皆さんの事業は、それ以降も継続します。

Q: Society5.0 とはどの程度のものですか?

A: プラザホームページの起業支援金 補助対象事業の項目で説明しています。さらに詳細は、内閣府の HP 等をご覧ください。